

別記2

地域支え合い体制づくり事業

1 目的

従来は、高齢者や障害者等の社会的弱者に対して、地域社会が見守り、生活を支えてきたところであるが、単身高齢者・高齢者のみの世帯の急増、親族間・地域社会等との交流が希薄となるいわゆる「無縁社会」が広がりつつあり、社会的弱者が地域で生活し続けられない状況が身近に増えている。

本事業は、自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働（新しい公共）により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げなどを支援することにより、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的とする。

2 特別対策事業の内容

（1）地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業

ア 実施方法

地域の市民活動として高齢者や障害者等への福祉サービスを提供する活動を支援するため、自治体、住民組織、NPO法人、社会福祉法人、福祉サービス事業者等の既存組織による新たな取組み及びNPO法人等の設立準備や事務所立ち上げ時に必要となる初度経費に対し助成する。

イ 事業内容

- ① 住民組織やNPO等が実施する地域における高齢者や障害者等への支援を目的とする取組み等の先駆的・パイロット的な事業の立ち上げ支援
- ② 地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備
- ③ 認知症高齢者等の徘徊に対応するため、警察や交通機関等を含め、市民が幅広く参加する徘徊高齢者の搜索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク（徘徊・見守りSOSネットワーク）の構築
- ④ 地域包括ケアに資する様々な地域資源による連携体制の構築支援
- ⑤ 介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援
- ⑥ その他地域支え合い体制の構築に資する取組みへの支援

（2）地域活動の拠点整備

ア 実施方法

高齢者や障害者等を支える地域活動の拠点となる施設・組織の整備に必要な初度経費として建物の改修又は備品の購入等に対して助成する。

イ 事業内容

- ① 訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備
- ② 地域包括支援センターのサブセンター又はランチセンターの整備
- ③ ①及び②の他、高齢者等の生きがい活動、障害者の地域生活を支える夜間も含めた緊急対応等の地域活動を行う拠点の整備
- ④ 家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワーク又は家族介護者支援の拠点の整備
- ⑤ 行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源による連携に資する協議会の設置等による協働体制の構築支援
- ⑥ その他地域支え合い活動の拠点となる組織・施設の整備

(3) 人材育成

ア 実施方法

地域において高齢者や障害者等への日常的な支え合い活動を担う人材の育成に必要な費用に対して助成する。

イ 事業内容

- ① 行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織（見守り活動チーム）の育成
- ② 訪問介護員等の有資格者のうち、一定期間離職した者に対する再研修
- ③ 地域のインフォーマルサービスの担い手となる生活・介護支援サポーターの養成
- ④ その他地域支え合い体制の構築に資する人材の育成

(4) (1) から (3) の基本事業に係るその他の事業

(1) から (3) の事業を円滑に実施するために都道府県において必要となる賃金、報酬、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に対し助成する。

3 特別対策事業の実施

(1) 特別対策事業の実施主体

特別対策の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

また、都道府県及び市町村は、都道府県知事が適当と認める団体への委託、補助又は助成により事業を実施することが出来るものとする。

(2) 特別対策事業の対象除外

次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

ア 既に実施している事業

イ 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業

エ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

(3) 市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請等

ア 市町村は、特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業に係る補助金の交付申請を都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県は、市町村から特別対策事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該市町村に対し補助金の交付を行うものとする。

ウ 都道府県は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。

(4) 特別対策事業の中止

ア 都道府県は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 市町村は、特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業実施状況報告

市町村は、都道府県知事が定める様式により、特別対策事業の事業実施状況報告を都道府県知事に提出しなければならない。

4 特別対策事業を実施する場合の助成の条件

(1) 都道府県が特別対策事業を実施する場合

ア 助成対象事業（2に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良の管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 特別対策事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

カ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（２）都道府県が市町村が行う特別対策事業に対して助成する場合

ア 特別対策事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 特別対策事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 特別対策事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、これを特別対策事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

エ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに特別対策事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 特別対策事業により取得し、又は効用の増加した財産については、特別対策事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 特別対策事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ク 特別対策事業を行う者がアからキにより付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を取り消し、都道府県に納付させることがある。

- (3) (2) のオにより付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (4) (2) のクにより付した条件に基づき市町村から補助金の全部又は一部を納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

5 補助基準額及び算定方法

- (1) 特別対策事業の補助基準額及び対象経費は別添に定めるところによるものとする。
- (2) 特別対策事業の補助額は、次により算出する。

なお、別添の第1欄に定める区分ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

 - ① 事業を締結する単位ごとに、別添の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費からその他の収入額(寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - ② 別添に定める事業ごとに、算出した基準額の合計を選定する。
 - ③ 事業ごとに、①により選定された額と②により算出した額とを比較して、いずれか少ない方の額の範囲内の額を助成額とする。

6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。
- (3) 都道府県及び市町村は、特別対策事業の実施にあたっては、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、管内の地域住民、高齢者や障害者その家族等当事者の意見を代表する者、医療関係者、介護・福祉事業関係者、行政担当者等を構成員とする協議会を設置する等により、地域の実情を踏まえた取組みとなるよう努めること。

別添

地域支え合い体制づくり事業に係る補助基準額及び対象経費

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
別記2の2 (1)イ①の事業	1事業あたり350万円以内	別記2の2(1)イ①の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2 (1)イ②から⑤の事業	1事業あたり500万円以内	別記2の2(1)イ②から⑤の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2 (2)の事業	1拠点あたり100万円以内 (地域包括支援センターのサブセンター又はブランチャセンターを整備する場合には1拠点あたり200万円以内)	別記2の2(2)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費及び備品購入費
別記2の2 (1)イ⑥及び(3)の事業	都道府県知事が定めた額	別記2の2(1)イ⑥及び(3)の事業の実施に必要な報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費及び補助及び交付金
別記2の2 (4)の事業	都道府県知事が定めた額	別記2の2(4)の事業の実施に必要な報酬、賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費